





たとえば

医療側

- ■知らないうちに施設入所が決 まっていて情報提供書の依頼が 来る
- ■いつの間にか訪問リハビリが始 まり情報提供書を求められた

介護側

- ■治療内容が変わっても介護側には知らされていない
- ■いつの間にか入院していた







多職種連携の実例

退院時共同指導料2

B005 退院時共同指導料 2 300点

注

- 1 入院中の医療機関の<u>保険医</u>又は看護師等が、退院後の在宅での療養上必要な説明及び指導を、<u>在宅療養を担う保険医・看護師等・訪問看護ステーションの看護師等</u>と共同して行った上で、文書により情報提供した場合に、入院している医療機関において、入院中1回に限り算定する。
- 2 注 1 の場合において、入院中の医療機関の保険医及び地域において退院後の在 宅療養を担う医療機関の保険医が共同して指導を行った場合に、所定点数に300点 を加算する。
- 3 注1の場合において、入院中の医療機関の保険医が、在宅療養を担う医療機関の保険医若しくは看護師等、歯科医師若しくはその指示を受けた歯科衛生士、薬剤師、訪問看護ステーションの看護師等又は介護支援専門員のうちいずれか3者以上と共同して指導を行った場合に、所定点数に2,000点を加算する。

通知

- (1) それぞれの保険医療機関において算定するものである。
- 9) 退院時共同指導料2の「注3」に規定する加算は、退院後の在宅での療養上必要な説明及び指導を、当該患者が入院している保険医療機関の保険医が、地域において当該患者の退院後の在宅療養を担う保険医療機関の保険医、看護師又は准看護師、保険医である<u>歯科医師又はその指示を受けた歯科衛生士、保険薬局の保険薬剤師</u>、訪問看護ステーションの看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士若しくは介護支援専門員のいずれかのうち3者以上と共同して行った場合に算定する。



退院時共同カンファラ ンス参加<u>者 _____</u>__

■病院側

病棟主治医・口腔外科歯科医・ 病棟看護師・退院調整室看護師・ ケースワーカー・病棟薬剤師・理 学療法士

■在宅側

在宅主治医・看護師・訪問看護ステーション看護師・歯科医師・歯科衛生士・調剤薬局薬剤師・ケアマネージャー・理学療法士・ヘルパーステーションヘルパー・訪問入浴・介護用品支給事業者

■患者側

患者本人 家族



カンファランスの流 れ

- ■自己紹介
- ■病棟主治医から病状・予後の説明
- ■病棟看護師から現在行われている看護内容の説明
- ■理学療法士から現在のリハビリ の内容説明
- ■在宅主治医から質問
- ■訪問看護から質問
- ■全員でのディスカッション
- ■退院に向けた合意と計画作成

ト 陶生病院がん相談支援室の 平成24年度在宅緩和医療の調整



在宅緩和医療調整件数 203件

(入院中151件 外来 52件)

退院時共同カンファランス 98件

在宅医 39施設(24施設で看取り) 訪問看護ステーション 26施設











